

高病原性鳥インフルエンザ（2例目）に係る殺処分の完了について

11月22日（火）に観音寺市の養鶏場で発生した高病原性鳥インフルエンザ(2例目)に係る殺処分が完了し、羽数の数値（速報値）が取りまとめられましたので、お知らせします。

1. 殺処分の状況（2例目）

11月22日（火） 午前7時00分 殺処分開始
11月23日（水） 午前8時23分 32,894羽（速報値） 殺処分完了

※2例目に関する殺処分関係の定期的な情報提供は今回が最終となります。

2. その他

- (1) 殺処分した鶏の保管、輸送、埋却に関する安全対策には万全を期して対応しております。
- (2) 日本では、これまで家きん肉及び家きん卵を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染した事例は報告されていません。
- (3) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者は根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いいたします。